

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0131 第 3 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和4年2月1日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
白癬菌抗原定性	233点 / 免疫(144点)	「DO12」感染症免疫学的検査の「43」に準じる	未実施
	注 釈		
白癬菌抗原定性 ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)を準用して算定する。 イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。 (イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。			
主な測定目的			
爪中の白癬菌抗原の検出(爪白癬の診断補助)			